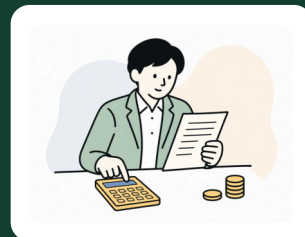


喫煙室をつくる飲食店へ

喫煙室の工事費の3分の2が 戻ります。上限100万円。

対象は既存特定飲食提供施設だけ・1事業場1回かぎり



工事費150万円で喫煙専用室をつくる場合（税抜）

工事の費用

1,500,000円

国の助成（3分の2・上限100万円）

1,000,000円

実質のご負担

500,000円

主たる業種が飲食店以外の場合は2分の1です。単位面積あたり60万円/㎡が上限の目安で、これを超えた分は対象になりません。

この3つを満たす店だけが対象です

2020年4月1日に営業していた

その日より後に開業した店は対象外です

客席が100㎡以下

客席部分の面積で判定します

資本金5,000万円以下

または常時使用する従業員50人以下

つくれる部屋は2種類

喫煙専用室

紙巻きたばこも吸えます。ただし室内での飲食はできません。

指定たばこ専用喫煙室

加熱式たばこ専用。こちらは室内で飲食ができます。

対象の判定・様式・工事の要件まで

対象になるかどうかは、店舗の面積と開業日で判定できます。ご相談は無料です。

<https://minano-sr.com/joseikin.html>



この順序を外すと、原則として不交付になります

01

無料相談

対象になるかを判定

02

交付申請を出す

契約・発注はこの前にしない

03

交付決定を受ける

ここではじめて発注できます

04

工事・支払い・報告

3月31日までに完了

先に知っておいていただきたいこと

交付決定より前の契約は不交付

見積もりの取得までは進めて構いませんが、契約・発注は交付決定を受けてからです。先に発注すると、同じ工事でも助成されません。

年度内に終わらないと不支給

3月31日までに工事の完了と全額の支払いが終わっている必要があります。工期の見通しを先に確かめます。

先着順です。締切からの逆算は成立しません

受付は例年5月下旬～6月上旬

令和8年度は**8月13日**と例年より2か月以上遅い開始でした。予算に達した時点で締め切られます。

労災保険が適用にならない店は別制度

一人親方などの場合は**生衛業受動喫煙防止対策助成金**（全国生活衛生営業指導センター）が窓口です。

申請先と、当事務所の報酬について

富山労働局 労働基準部 健康安全課（076-432-2731）。ハローワークではありません。

なお、この制度では**社労士への報酬は助成の対象経費に含まれません**。申請の代行をお引き受けする場合の費用は、事業所さまのご負担になります。金額は事前にお見積もりでお示しします。

まず、対象になるかをご確認ください。

店舗の開業日と客席面積が分かれば判定できます。ご相談は無料です。

090-8259-8774

受付 平日9:00～18:00 / contact@minano-sr.com / minano-sr.com

みなの社会保険労務士事務所 社会保険労務士 近藤 昭宏 富山県社会保険労務士会 所属

〒931-8333 富山県富山市蓮町1丁目7-4 SCOP TOYAMA



助成金のご案内

※ 助成金は要件を満たしても審査があり、受給を保証するものではありません。先着順で、予算に達すると申請期日前に受付が終了します。

※ 当事務所への報酬は助成の対象経費に含まれません（手引きに明記されています）。事業所さまのご負担になります。

※ 記載の金額はすべて税抜です。制度内容・支給要件は年度や政策により変わります。申請前に最新の要領をお確かめください。

出典：厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金の手引き」第10版（令和8年8月13日改正）